

貴自治体名 新城市

懇談日時 10月22日(火) 午前・午後 3時00分～4時00分

懇談会場 新城市役所 東庁舎 委員会室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2013年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 地域主権改革

- ① 県条例(政省令)を下回る基準の策定を予定しているものはありませんか。
 ()ない ()ある →具体的には()
 ② 現行基準が政省令(県条例)を上回っている基準はどうしますか。
 ()現行どおりとする ()政省令(県条例)に合わせる
 ()その他 →具体的には(各条例により内容が様々であり、現在各課で検討中である。)

2. 地方税滞納整理機構

- ①滞納者の件数(2,724)件
 ②滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2012年度)
 1)徴収の猶予について 申請件数(2)件 許可件数(2)件
 2)換価の猶予の適用件数(3)件
 3)滞納処分の停止の適用件数(3)件
 ③機構に引き継いだ件数(2013年4月1日現在)(141)件 ※H23年度 70件, H24年度 71件
 ④機構に引き継ぎをする基準

個人住民税を含む滞納額の本税額が50万円以上で、かつ、徴収が困難と認められる案件

- ⑤少額でも滞りなく分納している納税者も機構に引き継ぐか ()引き継ぐ ()引き継がない
 ※ただし、収入等に見合った分納でない場合に限る。

【2】1. 生活保護

- ①生活保護の申請件数とその保護件数について
 2011年度相談件数 (36)件、申請件数 (16)件、そのうち保護開始件数 (15)件
 2012年度相談件数 (42)件、申請件数 (19)件、そのうち保護開始件数 (19)件
 ②2013年4月1日時点の受給世帯数と人数 (94)世帯 (127)人
 ※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)について

- 2011年4月1日現在 正規職員 (2)人 → 生保担当の平均在任年数 (2)年(0)ヶ月
 非正規職員(0)人
 2012年4月1日現在 正規職員 (2)人 → 生保担当の平均在任年数 (2)年(6)ヶ月
 非正規職員(0)人
 2013年4月1日現在 正規職員 (2)人 → 生保担当の平均在任年数 (3)年(0)ヶ月
 非正規職員(0)人

④1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者数

- 2011年4月1日現在 (43)世帯 (62)人
 2012年4月1日現在 (44)世帯 (59)人
 2013年4月1日現在 (47)世帯 (63)人

⑤生活保護窓口等への警察官OBの配置について

- 警察官OBの配置ありますか ()ある ()ない
 「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください
 配置を開始した年月()年()月
 その職員が担当している業務()
 「ない」場合 今後の計画は()ない ()ある ()検討中
 計画が「ある」場合の配置予定期と人数(年 月)()人

2. 介護保険及び高齢者福祉施策

- ①保険料の市町村独自の減免措置がありますか。
 ()ない ()ある → 実施年月(17 年 10 月) 2012年度実績(2)件(81,050)円

②利用料の市町村独自の減免措置がありますか。

(○)ない ()ある→実施年月(年 月) 2012年度実績()件()円

③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (342)人(23 年 4 月現在)

④介護給付費準備基金について

2011年度末の残高(203,366)千円

2012年度末の残高(156,786)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入

⑤地域包括支援センター設置数(1)箇所 直営()箇所、委託(1)箇所

職員配置人数(6)人 正職員(6)人、非正規職員()人

⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2012年度実績()件

()検討中である (○)実施の予定がない

⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2012年度実績()件

()検討中である (○)実施の予定がない

⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2012年度実績()件

()検討中である (○)実施の予定がない

⑨介護保険支給限度基準額超過者の人数(6)人(25 年 3 月 1 日現在)

⑩配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	週3回 昼又は夕食
	1日平均利用者数(2012年度)	総延べ食事数(27,947)食 ÷ 年間配食日数(195)日 = 1日当たり平均(143)食
	1食あたりの助成額	300円
	1食あたりの利用者負担額	300円
会食方式	実施の有無	()実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2012年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑪独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
対象事業の名称	
対象者の要件	
1ヶ月平均利用者実数(2012年度)	

⑫住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

制度内容	助成制度の有無	()助成制度がある (○)助成制度はない ()検討中である
	()介護保険に上乗せして実施している	
	上乗せの助成額	
	利用者実数(2012年度)	
	()介護保険利用者以外の助成制度がある	
	対象者と、その要件	
	助成額	利用者実数(2012年度)

⑬ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

緊急通報システムの設置、配食サービス、友愛訪問活動を行うボランティア団体(はぐるまの会)に補助金を出している。

⑭高齢者や障がい者への、外出支援のための施策についてお尋ねします。

1)巡回バス・福祉バスなどを実施していますか。

()実施している

→ 利用料:高齢者< 65歳以上>(350)円、障がい者(350)円、一般(-)円

その他の外出支援策()

()実施していない

2)タクシーダイヤ助成する制度がありますか。ある場合は、助成内容をご記入ください。

満80歳以上のひとり暮らしや70歳以上の世帯員のみの家庭の80歳以上の方を対象に1回
700円のチケット24枚綴りの支給を行っている。

⑮宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

()助成している →1施設当たり助成額 月額()円 または 年額()円
または 1回限り()円 → 助成カ所数()カ所

()検討中である

()助成の予定がない

⑯介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2012年度実績)は (72)枚

2)認定書は()毎年発行している

()1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を送付していますか。

()申請書を送付している → 2012年度()件

()認定書を送付している → 2012年度()件

()送付していない。

4)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()次のような方法で判断している()

⑰介護保険サービス利用人数について (2,262)人(25 年 6 月 現在)

⑱介護保険支給限度基準額超過者の人数について (6)人(25 年 3 月 現在)

3. 高齢者医療など

①高額医療・高額介護合算療養費の支給について、該当者に個別に通知等していますか。

1)後期高齢者の場合

()申請書を送付している ()ハガキ等で通知をしている ()通知していない

2)国民健康保険の場合

()申請書を送付している ()ハガキ等で通知をしている ()通知していない

②後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

()対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

③上記②以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項の規定による支給認定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係る支給認定に限る。)を受けている者(平成25年8月1日現在:11人)

④2013年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療受給者 (8,411) 人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (1,245) 人

内 ひとり暮らし非課税者 (219) 人

〔 〕 その他の県基準を上回る市町村独自対象者 (11) 人

⑤後期高齢者医療について

被保険者数 (8,415) 人 保険料滞納者数 (89) 人

短期保険証発行人数 (3) 人

差し押さえ(2012年度)件数 (0) 件、金額 (0) 円

4. 子育て支援策 ※2013年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

〔 〕 小学校1年生から中学校3年生までの入院外の現物給付。(所得制限は設けておりません。)

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

() 入学説明会 (○) 入学式 () 始業式 () ホームページ () 市広報
() その他 ()

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

〔 〕 生活保護基準額の(1.5)倍

〔 〕 児童扶養手当受給

〔 〕 市民税が非課税もしくは減免

3)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … () 円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … () 円

4)申請書の受付先 (○) 市町村窓口 () 学校 () 市町村窓口と学校のどちらも可

5)民生委員の証明は必要ですか () 必要である (○) 必要ない

6)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2012年度	2013年度
受給者数	307 人	323 人
受給割合	7.7 %	8.4 %
支給額	18,260 円	19,013 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2013年度の支給額は見込み額をご記入ください。

7)就学援助家庭の給食費の支払い方法 () 現物支給 () 償還払い () その他

8)就学援助の項目について

(○) 学用品費 () 体育実技用具費 (○) 入学準備金 (○) 通学用品費 () 通学費

() 修学旅行費 () クラブ活動費 () 生徒会費 () PTA会費 (○) 給食費

(○) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) () 校外活動費(宿泊を伴うもの) () 医療費

() 日本スポーツ振興センター掛け金 () めがね・コンタクトレンズ () 卒業記念品

() その他 ()

③学校給食について(2013年度)

1) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	16校	16校	校	校	校	239円
中学校	6校	6校	校	校	校	276円

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策（例：半額補助、第2子以降無料など）

実施していない。

④放射線被ばくから子どもを守る施策について

1) 学校給食の食材の安全、健康検査など子どもを被ばくから守る自治体独自の施策

愛知県のモニタリング事業を実施している。

2) 食材用放射線測定器を自治体で所有していますか。また購入予定はありますか。

()すでに購入している ()購入の予定 (○)購入の予定はない

3) 自治体独自で食材の放射線量測定の検出限界値(基準値)などの設定をしていますか。

()設定している (○)設定していない

⑤女性、特に妊産婦や高齢者などに配慮した避難所づくりはどうなっていますか。

避難所開設に当たっては、プライベート空間の確保、体の不自由な方や高齢者に配慮した備蓄品の確保など、今後も女性や高齢者などへ配慮した対策を進めていきたい。

⑥児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2012年度)

1) 件数(28)件 対応職員(3)人、うち専門職(2)人

2) 現状に対する課題

本市としては、虐待児童の保護の必要があると判断しても、児童相談所の見解の相違から保護に至らないケースがあり、市の支援体制が手一杯の状況である。

また、相談件数も年々増加傾向にあり、ケースも複雑化していることから、更なる関係機関との連携強化と専門職員の育成が求められる。

3) 早期発見、未然防止に関する実施施策(児童虐待防止対策緊急強化事業等)について

早期発見、未然防止対策については、保健センター、こども園、小中学校、民生委員・児童委員、庁内窓口業務担当の各課から疑わしいケースがある場合は、担当課に通報する体制を整えている。

また、要保護児童対策協議会連絡調整会議を毎月1回開催し、関連機関との情報を共有、連携をしながら、要保護児童に対する最善の支援方針を立てている。

5. 国民健康保険

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

区分	定義	2011年度	2012年度	2013年度
保 險 料 ・ 稅 率	所得割 旧但し書き額	× (6.4)%	× (7.2)%	× (8.1)%
	資産割 固定資産税額	× (28.0)%	× (26.0)%	× (26.0)%
	均等割 加入者1人につき	31,200円	36,400円	38,000円
	平等割 1世帯につき	31,200円	33,800円	34,900円
1人当たり調定額(平均保険料)		88,508円	96,722円	104,653円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額		7,368円	7,645円	5,451円

※2013年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

①均等割・平等割の7割を軽減

世帯主と被保険者の合計所得が33万円以下

②均等割・平等割の5割を軽減

世帯主と被保険者の合計所得が33万円+(24万5,000円×世帯主以外の被保険者数)以下

③均等割・平等割の2割を軽減

世帯主と被保険者の合計所得が33万円+(35万円×被保険者数)以下

注1)擬制世帯主(国保でない世帯主)の所得も含みます。

注2)後期高齢者医療制度に移行した方の所得、人数等も含みます。(8年間)

注3)65歳以上の方は年金所得から15万円を控除した所得で判定します。

注4)擬制世帯主や後期移行者の所得等は軽減判定にのみ含め、所得割・均等割の金額には含めません。(国保加入者だけです。)

低所得者減免制度

ア、上記①該当世帯で資産割非課税世帯

均等割・平等割の7割軽減後の納付額の10パーセントを減免

イ、上記②③該当世帯で資産割非課税世帯

均等割・平等割の5割・2割軽減後の納付額の10パーセントを減免

ウ、均等割・平等割のみ課税される世帯

納付額の10パーセントを減免

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

○新城市国民健康保険税条例施行規則第3条1項の表第6号

納税義務者の前年中総所得金額等が200万円以下の場合で、失業(退職を含む)、休業、廃業等の理由により当該世帯の当該年における総所得金額等の見込額が、前年中の総所得金額の2分の1以下に減少すると認められ、当該世帯の生活が著しく困難と認められる場合で前年中の総所得金額等が100万円以下の場合…所得割額の全部

前年中の総所得金額等が100万円を超える場合…所得割額の2分の1

○新城市国民健康保険税条例第28条の2

平成22年4月から、倒産・解雇等で職を失った失業者が、在職中と同程度の保険料負担で国民健康保険に加入できるよう設けられた制度で、手続きにより国民健康保険税が軽減されます。(平成22年4年1日施行)

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されますが、軽減は、失業者本人の前年の所得のうち給与所得をその30/100とみなして行います。対象期間は、最長2カ年度です。

③資格証明書 ※2013年8月1日現在でご記入ください。

1) 資格証明書は交付していますか。 (○) 交付していない () 交付している → () 世帯

2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

() 必ず面談している () 面談がなくても交付する場合がある () その他

3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ど�数

世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

上記のうち、6ヶ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ど�数

世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

() 国の基準どおり実施している

() 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

() 高校生世代以下の子どものいる世帯

(次頁に続く)

- ()障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
()病弱者のいる世帯
()次の場合は、交付対象から除外している。

④短期保険証 ※2013年8月1日現在でご記入ください。

1)有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内(116)人 ・2カ月(15)人 ・3カ月(55)人 ・4カ月()人
・5カ月()人 ・6カ月(38)人 ・1年()人 ・その他()

2)短期保険証発行の基準をご記入ください。

前年度において全期末納世帯及び滞納額が30万円以上の世帯

3)短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○)通常の保険証と同じ

()通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど()

⑤保険料(税)滞納者への差押えについて(2012年度)

1)差し押さえの基準(再三の催告にも反応の無い者。滞納整理機構案件は、差し押さえが前提。)

2)分納者への対応(分納者は、原則差押え対象から除外。)

3)予告通知書の発行(14)件

4)差押え件数 不動産(5)件 預貯金(2)件 生命保険(4)件(内学資保険(0)件)
その他(13)件(動産、給与、年金、所得税還付金、土地収用残余金)

5)競売などによる現金化 (1)件 (0)円

⑥国保加入者が、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2013年8月1日現在でご記入ください。

1)交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (0)人

2)保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (93)人

3)その他

⑦国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1)一部負担減免制度を実施していますか。

()実施している ()検討中である (○)実施の予定がない

2)ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

()設けている ()検討中である ()設けていない

3)2012年度の減免件数 ()件 減免金額 ()円

⑧国保運営協議会について

1)運営協議会の公開 (○)公開していない ()公開している

2)運営協議会委員の公募枠 (○)ない ()ある → ()人

6. 障がい者施策

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	60	295	18
重度訪問介護	0	0	0
行動援護	2	14	10
同行援護	0	0	0

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(54)人 最多支給時間数(475)時間 平均支給時間数(10)時間

③訪問系サービスの支給基準 (○)あり ()なし

④計画相談支援の8月利用実績 (57)人 ※直近7月利用実績

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1)併給をしている人の人数(9)人(25 年 9 月 1 日現在)

2)上記併給者のうち、介護保険の被保険者が介護保険サービスの支給限度額の制約から障害福祉サービスを上乗せしている者の人数(生活保護受給者で65歳未満の者は除く)

(6)人(25 年 9 月 1 日現在)

3)2)のように介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

(○)介護保険の被保険者である障害者が介護保険サービスの支給限度額の制約から介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能。

()上記に加え、何らかの条件を設けている。

※どのような条件があるか、できるだけ詳しく記入してください。

(例)・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳 1 級所持者に限る)

・介護保険の要介護度が要介護 5 の者(ただし区分変更しても要介護 5 にならない場合は、要介護 4 以下でも検討可能)

・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

4)併給についての広報について

()している (○)していない

→「している」と回答した場合、どのように広報していますか。

()市町村の広報 ()ホームページ

()介護保険関係でのお知らせ等 ()障害福祉関係でのお知らせ等

()その他→()

5)併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(8)時間

⑥2013年度の障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)の予算のうちの下記の予算額

1)自立支援給付 (564,746 千円)

うち介護給付 (429,061 千円) 訓練等給付 (135,685 千円)

2)地域生活支援事業 (68,710 千円)

⑦「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」での助成について

※政令指定都市と中核市以外の市町村のみお答えください

()助成を受けている (○)助成を受けていない。

→「助成を受けている」場合、助成を受けることでの変化や変更点がありましたら教えてください。

⑧障害者手帳所持者について

- 1)身体障害者(2,013)人 (25年 4月 1日現在)
- 2)知的障害者(1,340)人 (25年 4月 1日現在)
- 3)精神障害者(259)人 (25年 4月 1日現在)

⑨市町村にある患者会、障害当事者の団体、家族会について

- 1)身体障害者(1)団体 (25年 4月 1日現在)
- 2)知的障害者(1)団体 (25年 4月 1日現在)
- 3)精神障害者(2)団体 (25年 4月 1日現在)

7. 健診事業 ※2013年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式	
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診
特定健診	個別・集団	1,000 円	可・不可	1,500 円	可・不可
がん検診	胃がん	個別・集団	1,000 円	可・不可	1,000 円
	大腸がん	個別・集団		可・不可	300 円
	肺がん	個別・集団	500 円	可・不可	0 円
	子宮がん	個別・集団	1,000 円	可・不可	800 円
	乳がん	個別・集団		可・不可	
	超音波	個別・集団		可・不可	
	マンモグラフィー	個別・集団	1,000 円	可・不可	1,300 円※
前立腺がん		個別・集団		可・不可	500 円
歯周疾患		個別・集団	0 円	可・不可	可・不可

②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

(○)実施している ()実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(○)実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる
()実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる
(○)その他(30・35・40・45・50・60・70歳の年に受けられる。)

8. 任意予防接種の助成 ※助成を実施または予定している自治体のみご記入ください

ワクチンの種類	対象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
成人用肺炎球菌	70歳以上 65歳以上 70歳未満で心 臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫 不全ウイルスによる免疫機 能障害を有する人	3,000 円	5,000 円	平成 24 年4月
みずぼうそう		円	円	
おたふくかぜ		円	円	
ロタウィルス		円	円	
B型肝炎ウイルス		円	円	

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2012年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
	②消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	③社会保障と税の一体改革関連法の中止を求める意見書・要望書	年 月 日
	④「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑧医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑨障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑩任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②アンケート【2】1の⑯の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の⑰の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書 (添付有)
- ④就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑤国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2012年度)(添付有)
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2012年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました